

令和3年第4回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計23件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 ……2件

予算 1件（令和3年度新座市一般会計補正予算（第8号））

財産 1件（財産の取得について）

【条例案件】 ……6件

一部改正 5件（新座市部設置条例の一部を改正する条例ほか4件）

廃止 1件（新座市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例）

【予算案件】 ……6件

補正 6件（令和3年度新座市一般会計補正予算（第9号）ほか5件）

【道路案件】 ……3件

認定 2件

廃止 1件

【指定管理者の指定に関する案件】 ……6件

【専決処分の承認を求める案件】

……2件（予算1件、財産1件）

議案第87号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度新座市一般会計補正予算（第8号））

〔要旨〕

一般会計補正予算の専決処分を令和3年10月29日にしたので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

新型コロナウイルスワクチンに係る3回目の接種を実施するための体制を整備するため、歳入歳出予算に108,303千円を追加したもの

議案第88号 専決処分の承認を求めることについて

（財産の取得について）

〔要旨〕

財産の取得についての専決処分を令和3年10月26日にしたので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、オンライン授業等の学習環境を速やかに整備するため、新座市立小中学校に配置する教育用可動式コンピュータ517台を取得したもの

【条例案件】 ……6件（一部改正5件、廃止1件）

議案第89号 新座市部設置条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するとともに、より効率的な組織とするため、組織機構の一部を改めるもの

〔施策の効果及び影響〕

1 部及び室の新設

(1) まちづくり未来部

より住みやすいまちの整備の推進を図るとともに、都市づくりの一環として公共交通施策に取り組むため、まちづくり未来部を次のとおり設置す

るもの

まちづくり未来部
<ul style="list-style-type: none">・都市計画課（まちづくり計画課の名称及び業務内容の変更）・交通政策課（交通政策全般を扱う組織として新設）・建築審査課（建築開発課の名称及び業務内容の変更）・みどりと公園課・地下鉄12号線延伸促進室（総合政策部から移管）・新座駅南口第2土地区画整理事務所・新座駅北口土地区画整理事務所・大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所

(2) インフラ整備部

激甚化する自然災害の増加に対応し、都市基盤となる道路の整備や河川の総合的な治水対策など、防災・減災に向けた課題に一体的に取り組むため、インフラ整備部を次のとおり設置するもの

インフラ整備部
<ul style="list-style-type: none">・道路管理課・道路河川課・水道業務課・水道施設課・下水道課 <p>（道路課を都市整備部から移管し、2課体制とするもの）</p>

(3) 危機管理室の設置・危機管理課の廃止（総務部）

大規模な自然災害などの危機発生時の指揮系統の明確化を図るため、新たな職として置く危機管理監の直轄の組織として、危機管理室を設置し、総務部危機管理課を廃止するもの

2 組織機構の変更（1を除く主なもの）

(1) 公共施設マネジメント課の設置（総合政策部）・施設営繕課の廃止（財政部）

総合政策部公共施設マネジメント推進室を同部公共施設マネジメント課に変更する。また、財政部施設営繕課を廃止し、同課が所管する業務を次のように移管する。

ア 教育施設に関する業務→教育総務部教育総務課

イ その他の市有施設に関する業務→総合政策部公共施設マネジメント課

(2) 交通防犯課の廃止（市民生活部）

市民生活部交通防犯課を廃止し、同課が所管する業務を次のように移管する。

ア 交通政策に関する業務→まちづくり未来部交通政策課

イ 空家対策に関する業務→まちづくり未来部建築審査課

ウ 防犯に関する業務→危機管理室

エ 交通指導員に関する業務→学校教育部教育支援課

3 附則において一部改正を行う条例（1及び2に伴い、部の名称の表記を改めるもの）

- (1) 新座市防災会議条例
- (2) 新座市水道事業の設置等に関する条例
- (3) 新座市水道企業職員定数条例
- (4) 新座市都市計画審議会条例
- (5) 新座市水道事業審議会条例
- (6) 新座市ラブホテルの建築規制に関する条例
- (7) 新座市みどりのまちづくり条例
- (8) 新座市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- (9) 新座市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例
- (10) 新座市建築審査会条例
- (11) 新座市国民保護協議会条例
- (12) 新座市景観条例
- (13) 新座市地域公共交通会議条例
- (14) 新座市空家等の適切な管理に関する条例

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第90号 新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を図るもの

【条例改正の背景】

地方公務員法の改正により令和2年度に創設された会計年度任用職員について、本市においては、常勤の職員より勤務時間が短いパートタイムの会計年度任用職員のみを任用することとしてきた。

しかしながら、多様化する行政サービスに必要な人員を確保するため、今後は常勤の職員と勤務時間が同じであるフルタイムの会計年度任用職員についても任用することとし、その給料及び手当について条例で定めるものである。

【改正を行う条例】

- ① 新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ② 職員の給与に関する条例

- ③ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ④ 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ⑤ 新座市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ⑥ 新座市職員の育児休業等に関する条例

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第91号 新座市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

- 1 題名を「新座市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めるもの
- 2 申請等の手数料について、電子納付によることができることとするもの
- 3 申請等の添付書面等について、市がオンライン等により情報を入手し、又は参照することができる場合は、添付を要しないこととするもの

〔条例改正の背景〕

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に名称が改められ、行政活動全体におけるデジタル技術の活用を推進する内容が追加されるとともに、地方公共団体は、条例等に基づく手続について、法令に基づく手続等に準じてオンライン等により行うことができるようにするため、必要な施策を講じるよう努めなければならないものとされた。

この改正を踏まえ、本市における行政手続のデジタル化を推進していくため、条例の規定を整備するものである。

〔施策の効果及び影響〕

市の条例等により住民票の写し等の提出が必要な申請事務等について、来庁せずにオンライン上で手続が完結する環境を整備することにより、市民の負担を軽減するもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第92号 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

保育所等が書面等により記録、作成、保存等を行うものについて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとするもの

〔条例改正の背景〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則（以下「国基準等」という。）が一部改正されたことから、その趣旨を踏まえ、デジタル化の推進により保育所等の負担を軽減するため、国基準等と同様に条例を一部改正するものである。

【改正を行う条例】

- ① 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ③ 新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

【施行日】

施行日は、公布の日とする。

議案第93号 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、手数料を徴収する事務及び手数料の額を改めるもの

【条例改正の背景】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の新設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査の合理化等の措置が講じられた。

この改正に伴い、新たに行う事務に係る手数料を定めるとともに、既存の事務の一部を廃止する等の改正を行うもの

【施行日】

施行日は、令和4年2月20日とする。

議案第94号 新座市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

【要旨】

老人デイサービスセンターを廃止するもの

【施行日】

施行日は、令和4年7月1日とする。

【予算案件】 …… 6件（補正6件）

議案第95号 令和3年度新座市一般会計補正予算（第9号）

議案第96号 令和3年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第97号 令和3年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第98号 令和3年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第99号 令和3年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第100号 令和3年度新座市水道事業会計補正予算（第2号）

【道路案件】 … 3件（認定2件、廃止1件）

議案第101号 新座市道路線の認定について〔市道第15号線〕

埼玉県が行う都市計画道路保谷朝霞線の整備に伴い、本市に移管される県道保谷志木線の区間を市道路線として認定することについて議会の同意を得るため、道路法第8条第2項の規定により提案するもの

議案第102号 新座市道路線の認定について〔市道第3049号線〕

大和田三丁目地内において、大和田坂之下橋の竣工及び開通に伴い、認定区域の変更が生じた市道第3049号線に関し、新たに市道路線として認定することについて議会の同意を得るため、道路法第8条第2項の規定により提案するもの

議案第103号 新座市道路線の廃止について〔市道第3049号線〕

大和田三丁目地内の市道第3049号線に関し、議案第102号によって新たに市道路線として認定することに伴い、既存路線を廃止することについて議会の同意を得るため、道路法第10条第3項の規定により提案するもの

【指定管理者の指定に関する案件】 …… 6件

議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について〔新座市営墓園〕

新座市営墓園の指定管理者である新座メモリアルグループの指定期間が、令和4年3月31日で満了となるが、同年4月1日から同施設の指定管理者を引き続き新座メモリアルグループに指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について〔新座市自転車等駐車場及び新座市自動車駐車場〕

新座駅周辺自転車等駐車場の指定管理者の指定期間が、令和4年3月31日で満了となるとともに、他の新座市自転車等駐車場及び新座市自動車駐車場において指定管理者制度を導入することに伴い、同年4月1日からこれらの施設の指定管理者をかもめビルサービス・日駐研共同企業に指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの

区分	名称
新座市自転車等駐車場	新座市野火止四丁目自転車駐車場
	新座市新座駅南口地下自転車駐車場
	新座市新座駅バイク駐車場
	新座市大和田1号歩道橋下自転車駐車場
	新座市三軒屋自転車駐車場
	新座市志木駅南口地下自転車駐車場
	新座市三軒屋公園前自転車駐車場
	新座市志木駅南口自転車駐車場
	新座市志木陸橋下東口自転車駐車場
	新座市志木陸橋下南口自転車駐車場
	新座市志木陸橋下南口バイク駐車場
	新座市栗原五丁目自転車駐車場
新座市自動車駐車場	新座市志木駅南口駐車場
	新座市新座駅南口駐車場

* 太線部分は令和4年4月1日から新たに指定

議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について〔新座市老人福祉セン

ター及び新座市第二老人福祉センター]

新座市老人福祉センター及び新座市第二老人福祉センターの指定管理者である帝国ビル管理協同組合の指定期間が、令和4年3月31日で満了となるが、同年4月1日からこれらの施設の指定管理者を引き続き同組合に指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの

議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について〔総合運動公園及び栄緑道並びにスポーツ施設〕

総合運動公園及び栄緑道並びに新座市営殿山運動場、新座市営馬場運動場、新座市営大和田運動場、新座市営堀ノ内少年運動場、新座市営野火止運動場、新座市営西堀庭球場、新座市営本多庭球場及び新座市民総合体育館の指定管理者である公益財団法人新座市スポーツ協会の指定期間が、令和4年3月31日で満了となるが、同年4月1日からこれらの施設の指定管理者を引き続き同協会に指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について〔新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール〕

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホールの指定管理者である株式会社セイウンの指定期間が、令和4年3月31日で満了となるが、同年4月1日からこれらの施設の指定管理者を引き続き同社に指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について〔福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館〕

福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館の指定管理者である株式会社図書館流通センターの指定期間が、令和4年3月31日で満了となるが、同年4月1日からこれらの施設の指定管理者を引き続き同社に指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの